

根室市教育委員会規則第10号

根室市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月29日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

根室市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

根室市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則

根室市招致外国青年任用規則（昭和 63 年根室市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 3 項第 1 号中「禁固以上」を「拘禁刑以上」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 拘禁刑に処せられた者に係る他の規則その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁固に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられたものは刑期を同じくする有期禁固に処せられた者とみなす。
- 3 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）並びにこの規則の施行前に犯した禁固以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。